

# 下仁田町への定住を促進します

## ～定住促進奨励金制度について～

下仁田町への、町外からの転入促進と町民の定住化を推進するため、町の区域内に住宅を新築し定住する方へ支援を行います。

### ■ 交付対象者

■ 町内に定住を目的として新築した住宅を取得した方。

① 町内にお住まいの方は、申請者の世帯において下仁田町が賦課する全ての税金等並びにガス水道料金等を滞納していない方

② 町外から転入された方は、転入前の住所地において前述の税金等を滞納していない方

■ 新築した住宅が共有の場合の交付対象者は、代表者とします。

### ■ 支援金額

■ 交付金額は、25万円とし固定資産税が課税されることとなった当初の年度に一括交付します。

### ■ 注意

■ 定住とは、町の住民基本台帳に記録され、定住の意思を持って5年以上継続して下仁田町を生活の拠点とし、生活の実態をもつことをいいます。

■ 虚偽の申請などがあった場合は、奨励措置が取り消され全額返還となります。

### ■ 手続き・問合せ先

■ 奨励金の対象者（平成24年中に新築し、平成25年度から新たに固定資産税が賦課される住宅取得者）には、企画財政課から平成25年6月以降に案内等をさせていただきます。

■ 企画財政課 企画調整係（内線512）



## 固定資産税 ～住宅に対する課税の減額措置について～

新築や改修（耐震・バリアフリー・省エネ改修のうち、下表の要件にあてはまるもの）された住宅については、固定資産税の減額制度があります。

区分	新築住宅	改修による減額措置		
		耐震改修	バリアフリー改修	省エネ改修（熱損失防止改修）
要件	◎専用住宅や併用住宅（居住部分の割合が2分の1以上）	◎昭和57年1月1日以前に建築された住宅（居住部分の割合が2分の1以上）	◎平成19年1月1日以前に建築された住宅（居住部分の割合が2分の1以上）	◎平成20年1月1日以前に建築された住宅（居住部分の割合が2分の1以上）
	◎床面積要件 50㎡（一戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡）以上280㎡以下	◎平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に工事が完了したものの。 ※建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合する耐震改修であること。	◎平成19年4月1日から平成28年3月31日までの間に、次のいずれかの改修が行われたもの。 ●通路又は出入口の拡幅 ●階段の勾配の緩和 ●浴室の改良●便所の改良 ●手すりの取付●床の段差の解消 ●出入口の戸の改良 ●床表面の滑り止め化  ◎次のいずれかの人が居住していること。 ●65歳以上の人 ●介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けている人 ●障害のある人	◎平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に、次の①の改修または①とあわせて②～④の改修が行われたもの。 ①窓の改修（二重サッシ化等） ②床の断熱改修 ③天井の断熱改修 ④壁の断熱改修 ※いずれも外気等と接するものの工事に限ります。 ※現行の省エネ基準に適合すること。
減額範囲	住宅部分の床面積の120㎡まで	住宅部分の床面積の120㎡まで	住宅部分の床面積の100㎡まで	住宅部分の床面積の120㎡まで
減額割合	2分の1	2分の1	3分の1	3分の1
減額期間	◎一般住宅 新築後3年度分（3階建以上の中高層耐火住宅等は5年度分） ◎長期優良住宅 新築後5年度分（3階建以上の中高層耐火住宅等は7年度分）	翌年度分が減額	翌年度分が減額	翌年度分が減額
申告期限	新築した年の翌年の1月31日まで	改修工事完了後3ヶ月以内		

【注意】※土地についての減額はありません。※いずれの減額制度とも、適用を受けられるのは1戸につき1回のみです。

※いずれの減額制度とも、他の減額制度との併用はできません。ただし、バリアフリー改修工事の減額と省エネ改修工事の減額は併用して適用を受けることができます。

■ 問い合わせ・申告の手続き 下仁田町役場 総務課 税務係 ☎82-2111（内線337・338）

## まちかど子育て会議IN下仁田

幼児の生活を充実させ、心の成長をはぐくむための大人の在り方について考えたり話し合ったりすることにより、家庭教育の充実を図ることを目的とする「まちかど子育て会議」を開催します。

また、保健センター2階(旧社会福祉協議会)に「親子サロン かるがも広場」ができました。5月7日(火)から利用開始されております。まだご利用されていない方も多いと思います。お披露目も兼ねての開催となっております。

保育園、小学校低学年の保護者、未就園児の保護者、祖父母の皆様、どうぞお誘い合わせてお出掛け下さい。

日時 平成25年7月12日(金) 午前10時～午後12時

会場 親子サロン かるがも広場(保健センター2階 旧社会福祉協議会)

テーマ 「子育て 楽しいよ」 幼児教育センター 高橋 恵津子 先生

主催 群馬県総合教育センター

共催 下仁田町

問い合わせ先 健康課 福祉係 ☎82-2111(内線326)



## 日本遺族会よりお知らせ

日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。同事業は、厚生労働省から補助を受けて実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。費用は参加費として9万円です。日程等の詳細は、日本遺族会事務局03-3261-5521までお問い合わせください。お申し込みは、お住まいの各都道府県遺族会(群馬県遺族の会 ☎027-255-6147)まで。

### 〈実施地域〉(広域地域)

①旧満州	②西部ニューギニア	③アッツ島
④旧ソ連	⑤中国(1次)	⑥マリアナ諸島
⑦東部ニューギニア(1次)	⑧ボルネオ・マレー半島	⑨トラック・パラオ諸島
⑩ソロモン諸島	⑪フィリピン(1次)	⑫ミャンマー・ベトナム(1次)
⑬台湾・バシー海峡	⑭東部ニューギニア(2次)	⑮ミャンマー・インド(2次)
⑯フィリピン(2次)	⑰中国(2次)	

### (特定地域)

①ビスマルク諸島	②西部ニューギニア	③マーシャル・ギルバート諸島
----------	-----------	----------------

## 大切なご家族を自死でなくされた方のために

大切な人を亡くした時、眠れない…人と会いたくない…食欲がない…自分を責める…死にたい…など、こころやからだ、行動に色々な変化が起こることがあります。突然の悲しみからあなたを守る自然な反応といえますが、つらい症状が長引くときは、医療機関等に相談することをお勧めします。

遺族相談～こころのやすらぎを取り戻すためのお手伝い～

日時 毎月1回

場所 群馬県こころの健康センター

費用 無料

申込方法 事前にご予約ください

※ご家族を自死で亡くし、相談をお受けになった方を対象に遺族交流会も行っています。

お申し込み・お問い合わせ先  
群馬県こころの健康センター  
住所:前橋市野中町368  
電話:027-263-1156

## <注文していない健康食品が送られてきた!>

Q.「以前に注文のあった健康食品を送る」と電話があった。「注文した覚えはない」と伝えると「確かに注文している。録音をとっている」と凄まれた。注文していないので商品は送らないと言ったら、一方的に電話を切られた。

業者の連絡先等がわからないが、何か送られてきたらどうすればよいか。

A.健康食品の電話勧誘販売で、申し込んでもいないのに、強引に商品を送ると言われたという相談が急増しています。契約していないので、商品を受け取る必要もありませんし、代金の支払い義務もありません。何か送られてきたらどこから届いたのかを控えておき、受取拒否(宅配業者に受取らない旨伝える)をしてください。受取拒否をした後に「何故送り返したのか。代金を払え。」という電話をしてくる悪質な業者もあります。

「申し込んだらどう」と電話で言われ、断りきれずに承諾した場合でも書面を渡されてから8日間はクーリング・オフができます。このような業者は書面を渡しておらず、販売方法にも問題があるので8日間を過ぎても解約できるケースがあります。消費生活センターに相談してください。

### センターからのアドバイス

電話勧誘や訪問販売では、断った人への再勧誘は禁止されています。強引な勧誘等があれば消費生活センターに相談してください。

問い合わせ先 富岡市消費生活センター 富岡市富岡1439-1 あい愛プラザ2階 ☎63-6066

## 事業主のみなさまへ労働保険の年度更新のお知らせ

### 平成25年度の申告・納付は

### 「6月1日(土)から7月10日(水)」までの期間です。

本年も労働保険の平成24年度確定保険料と平成25年度概算保険料の申告納付の手続きが近づいていますが、平成25年度の年度更新の申告・納付は6月1日から7月10日までの期間となっております。

労働保険料等申告書がお手元に届く時期が6月1日頃となりますので、ご注意のうえ、手続きをいただきますようお願いいたします。

ご承知のように、労働保険は、労働者の業務上の事由、または通勤による負傷・疾病などに対して必要な給付を行う労災保険と、労働者が失業したときに一定の給付を行う雇用保険を総称したもので、この申告・納付を怠りますと保険制度の円滑な運営に支障を来すことにもなりますので、できるだけお早めに手続きをお済ませください。

なお、石綿(アスベスト)健康被害救済のための一般拠出金の申告・納付も労働保険に併せて申告・納付をお願いいたします。

また、労働者を雇用している事業主の方で、まだ労働保険の加入手続きがなされていない場合は、最寄りの労働基準監督署及び公共職業安定所にて至急手続きをお済ませください。

平成24年4月1日から平成25年3月31日の間で、労働者を雇わなくなり今後労働者を雇入れる予定がなくなった場合や事業を行わなくなった場合には、労働保険の確定申告を行う必要がありますので、忘れずに申告をお願いいたします。

なお、申告・納付はパソコンからの電子申請を利用されますと便利です。詳しくは年度更新申告書の封筒に同封する【申告書の書き方】または厚生労働省、群馬労働局のホームページをご覧ください。

問い合わせ先 群馬労働局総務部労働保険徴収室 TEL027-210-5001 ハローワーク富岡 ☎0274-62-8609